

山形県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成 19 年 2 月 1 日

規則第 3 号

山形県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年形
広連条例第 7 号）の施行に関し必要な事項については、山形市職員の勤務時間、休暇
等に関する条例施行規則（平成 7 年山形市規則第 12 号）の例による。

附 則

この規則は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。